

荻窪法人会

213

O G I K U B O H Ō J I N K A I



よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約82万社の会員企業、41都道県に441の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

- 3 令和4年度 会員増強運動を終えて
 - 水島隆明／組織委員長
- 4 新入会員研修（歓迎）会
 - 柴田豊幸／公益社団法人荻窪法人会 会長
 - 水島隆明／公益社団法人荻窪法人会 組織委員長
 - 橋本直／荻窪税務署 副署長
- 6 新入会員研修（歓迎）会に出席された方々
新入会員名簿
- 9 [令和4年度]
各ブロックの春季研修会レポート
- 12 令和4年度 特別講演会
一流選手の見分け方 資質の伸ばし方～
スポーツに見るリーダーシップと人材育成
講師：二宮清純／スポーツジャーナリスト
山本昌邦／サッカー解説者、アテネ五輪サッカー日本代表監督
- 14 税制委員会より
税制改正大綱
- 16 令和5年 全法連 税制セミナー参加のご報告
税理士 小林誉光
- 17 e-TAX 推進税理士事務所一覧
- 18 税務コーナー
- 20 支部・ブロック・委員会・部会からの報告
 - 厚生事業委員会
 - 第1ブロック
 - 第21支部
 - 源泉部会



© 絵葉書屋

表紙について

「観泉寺」(かんせんじ)

戦国大名・今川氏の菩提寺「観泉寺」。建物はシンプルながら重厚感を備え、凜としたたたずまい。境内も手入れが行き届いていて心地よいです。

境内には今川家の代々の墓所があり、東京都指定旧跡となっています。

地名の「今川」は今川氏が由来です。

組織委員会

令和4年度

会員増強運動を終えて

いま、江戸川北法人会がアツい

水島隆明 組織委員長



支部別加入率（2023年3月22日現在）

	支部	稼働数	会員数	加入率(%)
BLOCK 1	1	90	47	52.2%
	2	117	74	63.2%
	3	127	92	72.4%
	4	147	95	64.6%
	5	74	70	94.6%
	計	555	378	68.1%
BLOCK 2	6	150	101	67.3%
	7	124	77	62.1%
	8	198	100	50.5%
	計	472	278	58.9%
BLOCK 3	11	156	101	64.7%
	13	52	55	105.8%
	14	105	94	89.5%
BLOCK 4	15	199	161	80.9%
	計	512	411	80.3%
	16	77	60	77.9%
	17	79	55	69.6%
	18	110	89	80.9%
BLOCK 5	19	169	116	68.6%
	20	129	81	62.8%
	計	564	401	71.1%
	21	71	41	57.7%
	22	78	76	97.4%
BLOCK 5	23	93	63	67.7%
	24	125	117	93.6%
	25	170	144	84.7%
	計	537	441	82.1%
	事務局		7	
	合 計	2,640	1,916	72.6%

荻窪法人会会員の皆様におかれましては日ごろより組織委員会の活動にご協力いただきましてありがとうございます。10月から11月の会員増強月間では5会員の入会でしたが、年間目標の50会員増強に対してこれまで26会員の方々に入会いただき、達成率52・0％となりました。加入率は稼働法人数2640社に対して72・5％の加入率となり、変わらず高い組織率を維持することが出来ました。ご入会いただいた皆様とご紹介いただきました会員の皆様に重ねて御礼申し上げます。

唐突ですが、昨年より東法連の単位会において、組織強化の取り組みで「江戸川北法人会」が注目されています。どの単位会もコロナ禍で法人会の活動が満足に出来ず、まして組織強化までは、と報告される中、江戸川北法人会は今令和4年度に116社の増強で単位数としては全国1位となった勢いそのままに、現在もなお会員を増やしているとのこと。

きめ細やかな入会案内「EDOKITAカード」製作による法人会PRから会員増強決起大会の充実ぶりまで、学ぶことが多い事例をお聞きしました。先日の東法連組織委員会で江戸川北法人会の黒沼組織委員長が「新会員を勧誘してくれる会員を1社でも増やす仕組みを作るのが組織の役割です」とおっしゃっていたのが印象に残りました。私も荻窪がそうした組織になっていくように努力いたします。どうぞよろしくお願ひします。



江戸川北法人会
メンバーズカード加盟店一覧

EDOKITAカード



江戸川北法人会
ウェブサイト

新入会員研修（歓迎）会



令和5年3月10日（金）、法人会2階会議室にて恒例であります組織委員会主催「新入会員研修（歓迎）会」が行われました。
来賓には荻窪税務署より橋本直副署長、富澤隆第1統括官、鈴木英明審理上席調査官が出席されました。

会長のあいさつ

柴田豊幸 荻窪法人会会長

皆様のおかげで28社の新会員の皆様が入会

皆様、こんばんは。会長の柴田でございます。

今日は、荻窪法人会組織委員会主催による新入会員研修（歓迎）会に多数の皆様にご参加いただきありがとうございます。また、来賓として荻窪税務署橋本副署長はじめ幹部の皆様には公務ご多用のところ、ご臨席いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響もだいぶ治まってきており、昨年に引き続き、対面での新入会員研修（歓迎）会が開催できました事、ご尽力いただきました組織委員の皆様には心より感謝申し上げます。

さて、組織委員会では毎年夏頃から会員増強に努めてまいりました。詳細につきましてははのちほど、水島委員長より報告があるかと思いますが、ここ数年新型コロナウイルス感染症の影響を受け思うような活動ができない状況の中、令和4年度も組織委員の皆様のおかげで28社の新会員の皆様が入会され、令和5年2月末現在加入率72・6%と東法連48単位会で2番目に高い数字を残すことができましたこと、改めて御礼申し上げます。



本日の新入会員研修（歓迎）会には7名の新会員の皆様、又、昨年ご入会された4名の方にご参加いただいていると伺っております。新会員の皆様には、法人会の活動の目的である、税に関する知識の研修・普及推進、地域社会に対する貢献、地域経営者の交流を理解いただき、法人会活動の中で、少しでも皆様方の会社経営に役立つことを見つけていただければ幸いです。又、積極的に法人会の各種行事にご参加いただき、法人会を上手く活用して仲間作りに役立てていただければと思います。

結びになりますが、本日も参加の皆様方のご健勝とご多幸を、又、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を祈念申し上げます。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

荻窪法人会へようこそ！

昨年はコロナ禍の影響で5月になってからの開催となった新入会員研修（歓迎）会を法人会館2階会議室にて3月に実施することができました。今回は、新入会員の方8社8名に、会員21名が参加



し、荻窪税務署からも橋本副署長をはじめとする幹部の皆様3名にご参加をいただきました。また、今年は入会して日が浅い3年未満の会員の皆様にも個別に声をかけてさせていただき、何人かの方々に参加いただきました。

研修会冒頭は私から荻窪法人会の歴史や組織についてご説明させていただき、後半は新入会員の皆様によるご挨拶と自社PRタイムを行いました。事業を興した方、承継した方、または新規出店の方など様々な方々のお話をお聞きして感じるのには、皆さん共通してこの地域への「期待」があることです。こうしたご期待に応えられるように法人会も努力しなければと感じました。

研修会終了後は同会場にて懇親会を行いました。コロナ禍での突然のキャンセル防止のために始まった法人会会議室での懇親会ですが、今後は管内の飲食店舗にて積極的に実施していきたいと思えます。法人会の会員店舗で法人会の会員同士が交流する、そんな以前は当たり前だった法人会の良き伝統を早めに取り戻したいと思います。新入会員の皆様、これからもよろしく願います！

荻窪法人会は、税務行政の運営における強力なパートナー

本日は新会員研修（歓迎）会にお招きいただき、ありがとうございます。また、荻窪法人会の皆様には、日頃より税務行政の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

本日は、荻窪法人会に新たに加入された皆様と、役員、組織委員の皆様との交流を図るための研修会並びに交流会であると伺っております。

私も荻窪税務署と荻窪法人会は、長年にわたり税務行政の運営における強力なパートナーとして、ともに歩んでまいりました。

荻窪法人会の活動は、税務に関する研修会をはじめ、経営に役立つ講演会、地域社会への貢献活動等多岐に渡っております。また、荻窪法人会は、管内有数の組織率を維持されている大変強固な単位会であります。新会員の皆様におかれましては、荻窪法人会の活動に大いに参加いただき、人脈を拡大するとともに、ご事業の発展につなげていただければと思います。

さて、早くも本日は3月10日となり、令和4年分の所得税の確定申告期間が終

盤を迎えようとしております。荻窪税務署では、荻窪法人会の皆様のご協力を頂戴しながら、これまでe-Taxを利用した各種手続の利用を推進してまいりました。詳細な集計作業はこれからとなりますが、昨年と比較して、自宅等からのe-Tax利用率は順調に伸びているようです。所得税の申告はもとより、これから法人税、消費税又は源泉所得税の手続や納付をされる際には、是非ともe-Taxのご利用をお願い申し上げます。

加えて、消費税のインボイス制度につきましても、引き続き、登録申請書の早期提出を含め、制度の円滑な導入についてご支援を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、新たな会員様を迎えられました荻窪法人会の益々のご発展と、皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。



新入会員研修（歓迎）会に 出席された方々

今年も様々な職種の個性豊かな方々が入会いたしました。
ぜひ、法人会に新風を吹き込み、活発な活動を期待いたします。

第2ブロック 第8支部

株式会社ラクエコ 岩切 宏治



📍 杉並区西荻北4-35-3-102
☎ 03-6883-9200
業種：出張買取と回収、遺品生理、引越

出張買取を軸に不用品回収や遺品整理や引越しなどを行っています。大手リサイクルショップの経験を含めて査定歴 18 年目で起業 4 年目になります。取り扱いジャンルはボールペンから大型の冷蔵庫まで幅広く扱っています。得意ジャンルは家具とブランド品などでヴィンテージやアンティーク品も適正に査定します。最近は、厨房機器の買取に注力しており、飲食店の撤去の依頼が多くなっています。出来るだけリユースやリサイクルによりゴミを減らして、エコな社会を作りたいと活動しています。私は杉並区在住 6 年目で地域密着の事業をやっていますので、お互いに仕事を紹介していただける仲間を作りたいと思い、入会させて頂きました。何卒よろしく申し上げます。

第2ブロック 第7支部

ライフマネー・スマイルアシスト合同会社 池田 有久



📍 杉並区上荻3-23-13
☎ 03-6403-3335
業種：サービス業
(FPコンサルティング等)

ファイナンシャル・プランナー (FP) として、お客様のお金と暮らしに関するご相談等のコンサルティング～ライフプランニング、老後プランニング・年金、資産形成、相続・事業承継など～を行っています。今後は、自分の長年にわたる金融機関・資産運用会社での業務経験やノウハウを活かし、金融教育・投資教育等にも注力していく所存です。個人あるいは企業様向けのセミナー・研修等の企画運営や、企業様の社内勉強会等への対応も積極的に行っていきたいと考えています。お金に関するご相談・お悩み、あるいは社員の皆様への金融教育ニーズ等ありましたら、お気軽にご相談ください。今後とも、地元、荻窪法人会の皆様といろいろな形で一緒できることをとても楽しみにしています。どうぞよろしくお願いいたします。

第3ブロック 第15支部

林史人司法書士事務所 林 史人



📍 杉並区桃井1-1-8野崎ビル2-D
☎ 03-5303-5356
業種：司法書士業

司法書士の業務には主に不動産登記や会社・法人の登記、成年後見人などがありますが、多くの方と関わるのは相続の場面だと思います。現在は特に相続について注力しており、ここ杉並区

荻窪を中心にたくさんの方々からご相談をいただいています。また、ホームページもありますのでぜひ一度ご覧ください！

この場所に事務所を置いて 11 年が経過し、これまでも地域密着を心がけてきました。

この度、荻窪法人会に参加することになりましたので、今後はこちらの法人会を通じて、皆様と様々な関わり合いができますことを楽しみにしています！

第3ブロック 第11支部

社会保険労務士 鯉淵事務所 鯉淵 和也



📍 杉並区清水1-29-19
☎ 03-6913-5331
業種：社会保険労務士

企業で人事業務を 10 年ほど経験し、2021 年に社会保険労務士として開業しました。

主な業務は給与計算、社会保険手続き、助成金アドバイスですが、労務相談に力を入れています。ハラスメント問題、長時間労働、労働法改正など、人に関するお悩みがございましたら是非ご相談ください。

初回相談は無料です。企業の成長を労務面からサポートします。



第4ブロック 第19支部

立憲民主党
赤坂たまよ

📍 杉並区阿佐谷北6-30-7-401

☎ 090-6792-6084

業種：政治

はじめまして。立憲民主党杉並区政策委員の赤坂たまよです。4月の杉並区議会議員選挙に挑戦する中で、地域の活動をしており

ますと、この物価高で生活が苦しいというお声、経営者の方からも売上が伸びず大変というお声を聞かせていただいております。こういうときこそ、政治で経営者の皆さんを、そして生活を支えていかなくてはならないと痛感いたします。経営や生活に直結する政策を作り実現し、今よりもう少し生活しやすい、働きやすい杉並区にしていきたいと思っています。

経営や経済面について、法人会の皆さんに学ばせていただきながら、地域経済の活発な杉並区にしていきたいとも思います。

今後ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

第4ブロック 第18支部

都民ファーストの会
あかねがくぼ舞

📍 杉並区荻窪2-40-18

☎ 03-6883-3373

業種：杉並区政改革委員

浜田山在住です。ANAの客室乗務員として20年勤務し、国内外を飛び回っておりました。だれもが活いきと暮らせる杉並区を目指し、以下の4点を中心に取り組みます。

- ①産業、商店街の活性化をはかります。これにより地域の安全が維持され、住民の満足度も高まります。
- ②子育て世帯、働く世帯が住まう街づくりをします。働く世帯が集うことで税収UPを実現します。
- ③全世代が対立なく共存し、共に創る社会を実現します。
- ④スピーディーでわかりやすい行政サービスを実現します。

第5ブロック 第25支部

都民ファーストの会宇田川ゆうじ後援会
宇田川祐治

📍 杉並区荻窪4-20-18

☎ 070-2443-4692

杉並生まれ杉並育ちの地元っ子です。以前はJR東海に勤めており新幹線の運転士をしていました。地元に戻ってからは生まれ育った杉並のために何か貢献できないかという想いで、2020年から都民ファーストの会のあかねがくぼかよ子都議会議員の秘書として活動してきました。杉並区の発展に貢献すべく努力してまいりますので、皆様のご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

今後ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

第5ブロック 第22支部

株式会社ものづくり
島田憲吾

📍 杉並区荻窪4-33-2-306

☎ 090-8685-1855

業種：建設業

弊社は、建設業者への良くないイメージを何とか変えたいと考えてます。そんな建設業者ばかりではないのは当然わかっています。が、以前より、『伝えたが、直ってない』『態度が横柄で嫌だ』そんな話を聞かたびに同じ業界人として恥ずかしくて。

弊社ができるのは、ちゃんとした施工をしてイメージを変えたい。ちゃんとした施工とは何だろう。弊社が思うには、依頼した方の気持ちになり職人として誇り持って施工し、それをきちんと品質管理をすることがちゃんとした施工と考えます。当たり前のことだけど、できない施工業者いるのが現実です。大手建設会社などで培った技術力が誇りです。

新 入 会 員 名 簿

令和5年3月31日現在

支部	法人名	代表者名	所在地	電 話	業 種
第2ブロック					
6	(株)保坂工務店	保坂 正春	杉並区桃井1-33-12	5310-3541	建築工事
7	ライフマネー・スマイルアシスト(合)	池田 有久	杉並区上荻3-23-13	5310-3047	サービス業(お金と暮らしに関するコンサル、イベント企画運営)
8	(株)ラクエコ	岩切 宏治	杉並区西荻北4-35-3-102	080-5436-5090	出張買取と回収、遺品生理、引越
8	(株)ミラクル・ラボ	桑原 裕子	杉並区西荻北2-12-9-3F	090-7812-0623	美容健康サービス
第3ブロック					
11	高屋匡史税理士事務所	高屋 匡史	杉並区本天沼3-31-4	6454-7944	税理士
11	椿光建設(株)	吉川 浩次	杉並区本天沼2-6-4-202	090-3249-9352	建築業
11	社会保険労務士 鯉淵事務所	鯉淵 和也	杉並区清水1-29-19	6913-5331	士業、コンサルティング業
13	SONIKA(株)(アジアキッチンマル)	KHATRI HOM	杉並区上荻1-24-3-1F	3391-9315	飲食業
14	(株)インクリース	佐々木 増二郎	杉並区天沼3-10-16-101	6276-9781	飲食業
15	林史人司法書士事務所	林 史人	杉並区桃井1-1-8	5303-5356	司法書士業
15	いいじま社会保険労務士事務所	飯島 ともこ	杉並区上荻1-17-10-401	080-3150-8608	社会保険労務士業
第4ブロック					
18	(株)高西商店	西兼盛 千晶	杉並区南荻窪2-25-23	6794-7514	運送業・飲食業
18	—	飯嶋 和弘	杉並区松庵1-21-16-502	080-5447-5000	建築設計業
18	都民ファーストの会 あかねがくば舞 後援会	茜ケ久保 舞	杉並区荻窪4-20-18-201	6883-3373	政治家・杉並区政改革委員
19	(株)まるや本社	國保 隆太	三鷹市下連雀3-43-21-701	090-8021-1157	マンション賃貸業
19	イエノウエノカフェ (テンネンインガマクガヤマキッチン)	杉田 直木	杉並区久我山5-5-12-1F	5344-9361	飲食業
19	—	赤坂 珠良	杉並区阿佐谷北6-30-7-401	090-6792-6084	政治
19	櫓(YAGURA)	大熊 俊	杉並区久我山3-17-26	5941-8595	オートバイ商
19	(株)アドバンス	川口 沖也	杉並区久我山3-9-2	5336-3577	建設業
第5ブロック					
22	(株)ものづくり	島田 憲吾	杉並区荻窪4-33-2-306	090-8685-1855	建設業
24	(株)英進社	内山 潔	杉並区荻窪4-28-11-101	3814-4345	編集プロダクション
25	都民ファーストの会 宇田川ゆうじ 後援会	宇田川 祐治	杉並区荻窪4-20-18-201	090-8059-0546	政治

BLOCK REPORT SPRING

[令和4年度]

各ブロックの 春季研修会レポート

令和4年度、第1～5ブロックの春季研修会が行われました。
今回も各ブロックの春季研修会参加者からのレポートを掲載いたします。
次の研修会へ参加をご検討されている方はご参考にしてください。

第1ブロック	令和5年2月16日(木)	法人会館2階会議室 + オンライン (Zoom)	インボイス制度
第2ブロック	令和5年2月22日(水)		インボイス制度～大丈夫ですか?登録申請～
第3ブロック	令和5年2月13日(月)		相続の基本の「キ」
第4ブロック	令和5年2月21日(火)		健康長寿のコツ
第5ブロック	令和5年3月8日(水)		EV(電気自動車)の将来～あなたの次の車はEV車ですか～

令和5年2月16日(木)に第1ブロック春季研修会が開催されました。当日の参加者は法人会2階会議室10名、オンライン(Zoom)4名の参加でした。講師に荻窪税務署 法人課税第1部門 審理上席調査官の鈴木様をお迎えし、「インボイス制度」についてお話いただきました。いよいよ登録申請が3月末日までに迫ったインボイス制度ですが、経過措置や緩和措置の変更についてもお話いただきました。

会社様によってインボイス制度についての悩みは異なるので、質疑応答では多くの質問をいただきました。

研修会後は、簡易懇親会が開催され、話に花が咲いていました。

インボイス制度

第1ブロック春季研修会

第1ブロック



第2ブロック春季研修会

第2ブロック

「消費税インボイス制度」

令和5年2月22日（水）、オンライン（Zoom）と法人会2階会議室との併用開催にて、第2ブロック春季研修会が開催されました。当日はオンライン（Zoom）を含め10名の方が参加されました。

河又副会長の挨拶の後、荻窪税務署法人課税第1部門統括官の富澤隆様より「消費税インボイス制度」について約45分間ご説明をいただきました。昨年の9月に開催された秋季研修会に引き続いて「インボイス制度」のお話でしたが、色々変更点もあり、とても参考になる研修会でした。



第3ブロック春季研修会

第3ブロック

相続の基本の「キ」

令和5年2月13日（月）に第3ブロック春季研修会が、法人会2階会議室22名、オンライン（Zoom）8名の参加で開催されました。

中島祥文法律事務所の中島祥文様を講師にお迎えし、『相続の基本の「キ』』について、ご講演いただきました。

テーマ①「相続の基本的な考え方、原則」、テーマ②「相続の原則の修正となる遺言」、テーマ③「遺言書の作成に当たって考慮すべき遺留分」についてお話いただきました。非常に分かりやすくお話をいただき、質疑応答では多くの質問が寄せられました。誰しもが通るであろう相続について、皆様熱心に受講されていたの印象でした。

研修会後には、簡易懇親会

が開催され、楽しいひと時となりました。



第4ブロック春季研修会

第4ブロックブロック長 中川一

『健康長寿のコツ』

今回の講師は、私が20代から公私共にお世話になっていた医学博士の橋本英明先生です。南荻窪で約40年、内科の開業医をされていました。先生は何時お会いしても、年齢を感じさせない健康な方だと日頃から思っていました。その秘訣をお聞きしたいとお願いしたところ、快諾されて講演が実現できました。

健康のための良い習慣は『早く・簡単に・安く・安全に』。その説明は、とにかく「早く」始めて、「簡単に」に済ませる（簡単でないと長続きしない）。「安く」とは、費用がかかる事は長続きしない。「安全」とは、過度にやっても体を痛めてしまう。このような分かり易い解説から始まりました。先生の経験と実例、医学的根拠を交えて、運動・食事・睡眠・習慣から精神の安定や日頃の心構えまで、あらゆるジャンルをお話しされました。



やはりどの項目も大切で「繋がっている」と感じました。

固い話にならないように、先生の趣味の絵画作品や愛犬の写真、時にはユーモアも盛り込んだ講演は、あっという間に1時間が経ってしまいました。

講演後の簡易懇談会は、先生も参加されまして、出席者と健康についての意見が交わされるためになる講演と久しぶりの交流を楽しめました。

第5ブロック春季研修会

第5ブロック 高橋正志

「EV（電気自動車）の将来 ～あなたの次の車はEV車ですか～」

令和5年3月8日（水）、午後5時よりオンライン（Zoom）と法人会2階会議室との併用にて、第5ブロック春季研修会が開催されました。当日はオンライン（Zoom）を含め26名の方が参加されました。

野村ブロック長・八方副会長のご挨拶の後、慶応義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授の岩本勉様に「EV（電気自動車）の将来～あなたの次の車はEV車ですか～」をテーマにご講演いただきました。

EV車の成り立ちから将来の展望等、様々なお話をお伺いしました。今後の車の購入などに對しとても参考になりました。

講演会終了後は、簡易懇親会を開催し、久しぶりに会員の皆様と交流を深めることができ、とても楽しいひと時で

した。ご参加の皆様ありがとうございました。ございました。



山本昌邦

サッカー解説者

アテネ五輪サッカー日本代表監督



一流選手の見分け方 資質の伸ばし方

スポーツに見る リーダーシップと 人材育成

二宮清純

スポーツジャーナリスト



平成5年2月6日(月)、荻窪法人会特別講演会が、杉並公会堂大ホールで開催されました。

講師は、スポーツジャーナリストとして国内外で幅広く取材活動を展開する二宮清純氏。

そして、山本昌邦氏は、数々の日本代表選手を育成・指導し名実ともに日本のサッカー界を牽引されております。

講演は、昨年カタールで開催されたW杯(ワールドカップ)の裏話をはじめ、普段は聞くことのできない日本代表選手や監督の素顔なども交えながら、リーダーとして人を育てるためのヒントと重要な「気づき」のある内容でした。誌面の都合により抜粋してご紹介します。

「見積もる力」の森保監督

二宮 昨年はW杯カタール大会で森保ジャパンが決勝トーナメント進出を果たしました。7大会連続出場で4回目の決勝トーナメント進出ですが、ある意味、今回は一番価値があったんじゃないか。それはドイツ、スペインという優勝経験国に勝って進出を果たしたこと。しかも、逆転勝ち。ほとんどの方はドイツ、スペインに勝つのは難しいだろうと思っていたでしょう。

山本 この百年近いW杯の歴史のなかで優勝経験国つて8カ国しかないんですよ。そのうちの2国に逆転勝ちをしてみました。データのにもかなり難しいことを成し遂げていて、実はベスト16といっても16位じゃない。世界で9位ですから。

二宮 クロアチアにPKで敗れましたが、FIFAの公式的な記録では、引き分けになるんですよ。

山本 PK戦というのは、次のステージに上がるチームを選択するための方法です。選手は、セクターサークルからPKマークまで40mくらいの観客が注目するなか一人で歩くんですよ。このストレス、プレッシャー。決勝戦ともなれば世界中の人がそれを見ている。この重圧に彼らがどうやって耐えているのかを、なんとか伝えるのが僕らの仕事だと思っています。ゾクゾクするものを感じました。

二宮 さて、日本代表の森保一監督ですが、彼は決してエリートではなかった。彼がマツダに入ったとき、マツダの高卒選手枠は5人で、彼は6番目。実は子会社のマツダ運輸で採用になっている。野球選手ならドラフト外入団のようなものです。それが代表選手になり、代表監督になる。ある

意味サクセスストーリーだなと思います。

山本 森保監督はドーハの悲劇のときにピッチでプレイしていました。僕はそのころ西野朗さんとオリンピックの担当をしていて、スカウティング担当でドーハに行っていました。森保監督とは毎日食事と一緒にいたし、選手という関係でずっと見ていました。チームには欠かせない選手でしたね。本当にチームのために汗をかいて。

サッカーって、90分の試合で一人の選手がボールを持てるのはたった3分じゃないですか。残りの87分、どれだけ汗をかいてチームのためにいい仕事をするか。その点で、森保選手はボールを持たないときにチームへのとてもない貢献があったと思います。

二宮 森保選手は本当にボールを持ってない。ボールを持った写真も少ない。自分はボールが来たらすぐ次を考えてるからと言っていました。

山本 彼はワンタッチプレーが多かったんです。頭の中が整理されていて来たボールをすぐに展開できる判断の速さ、予測、そういう頭を使う選手だったと思います。

二宮 ハンス・オフト監督に、当時まったく無名だった森保選手をなぜ日本代表に呼んだんですかと聞いたところ、「エスティメーション」と答えました。見積もる力。予測力。それが彼にはあるんだと言った。オフト監督は日本のサッカーを近代化させました。

山本 それは間違いないですね。オフト監督は、日本サッカー界最初の外国人監督で、僕がヤマハ時代に夏の2か月間だけ臨時コーチで来てくれて、初めてヤマハが天皇杯優勝しました。今までの練習と質の濃さや内容がまったく違い





撃的でした。僕は、オフト監督との出会いがあった、その後も学ぶ機会をいただきました。人との出会いはすごく重要だなと思います。

指導者の仕事は 気づかせてあげること

二宮 この指導者の下にいたから自分は育ったということはあると思います。それは単に指導者がよかったというだけではなく、森保監督の場合も、なんでも引き出そうとした。教える力と引き出す力、両方が合致して選手は伸びていくと思います。

実は昔、『Number』という雑誌に山本さんのことを書いたことがあって、ゴン中山は山本さんに育てられたと言っているんです。彼はフィードロの中の体の動き、ターンの技術、ボールをもらう位置、体勢、これを全部山本さんから教わり、それによって彼は変わったと本人が言っています。

山本 ありがたいですね。中山雅史は98年にW杯で最初のゴールを決めてくれました。そこからW杯の歴史が始まるんですけど、膝蹴りですよ。得点の8割がこのワンタッチシュート。要するに止めて打つシュートはキーパーがいいポジションをとったらほとんど防げるんですよ。それをいかにその前に蹴れるかを映像を見せたり、データを示したりした。その後、ゴンちゃんはすごい記録を作っていくんですけど、でも僕は教えたわけじゃなくてヒントを与えただけで、やりたがっている本人がいたわけです。僕らの仕事って、教えることじゃない。気づかせてあげることなんです。そして、自分の意志でやるようにもつていけない限り一流にはなれません。勉強しろ勉強しろって言うても勉強できるようなにはならない。サッカーで、

もう練習やめなさいって言われる子が一流になる子で、周りの親、コーチ、監督のテクニックが問われているわけです。

二宮 先日、森保監督と今後のステップアップについて話しました。確かにドイツにもスペインにも勝ったけれど、ボールの支配率は圧倒的に負けていて、自分たちが主導権を握って試合をしたという意見が選手たちから出ていた。いわゆるリアクションは弱者のサッカーである。それに対して森保監督は「やりたいサッカーとできるサッカーは違うんです」と語っていた。一足跳びでは階段を踏み外すと考えているんでしょう。

山本 それ、深いですね。

二宮 彼はものすごいリアリストです。本人も語っていますが、それはドーハの悲劇のトラウマだと。すべてを失うことの辛さを自分はわかったんだと。

山本 今いるメンバーで勝つことを考えるのが指導者、リーダーの仕事だと思います。いい監督は選手たちのいいところを組み合わせて、それを最大限に引き出せる人だと思います。

僕はサッカーの指導者ですから技術や戦術、体力的なことは大事ですが、全体を取り囲んでいる感情のマネジメントが重要だと思います。一人ひとりの感情を観察する力、一人ひとりの心の中を観察する力が指導者に求められていて、その子の状況に適切に関わってアプローチできる人が一流のチームを作り上げられるんだと思います。

大切なのは勝つことじゃない

二宮 サンフレッチェの森崎浩司が精神の病で試合に出られなくなったとき、病院に付き添ってくれたのは森保監督だったそうです。そして、頑張れ

よとも言わず、一緒に走ってくれた。「寄り添う力」というんですね。森保監督という人間の凄みのようなものを感じましたね。最後はリーダーの人間性が、勝負を分けるんじゃないか。

山本 最後に僕が指導者として選手に伝えてきたことをお話しします。

「勝つことが大切ではない。勝ちたいと思うことが大切なんだよ。あきらめないことが大切なんだ。自分がしたことに絶対に満足しないことが大切なんだ。気を抜かないことが大切なんだ。自分に期待をしてくれている人をがっかりさせないことが大切なんだ。勝つためにもちろんプレーはするんです。負けたときはチャンピオンのように堂々と負けを認めて、自分に矢印を向けて自分がどう成長したら次勝てるんだろう、自分がどうプレイしていたら勝てたんだろうと、大切なのは挑戦し続けることなんだ」

子どもたちの未来が日本の未来です。子どもたちが成長できるようなきっかけや環境を準備するのが大人の仕事だと思います。サッカー選手を見て「僕もああいうふうになりたい」と覚悟を持つて一歩踏み出した子は、振り返ったときに必ず成長があります。成功を求めるより、成長を求め続けることがその子の人生の大成功につながっていると思うので、挑戦する姿を応援する環境を整えて、きっかけを伝えてあげられれば日本の未来も明るくなっていくんじゃないかなと思います。

二宮 ローマは1日してならず。スポーツの世界には「一人だったら速く走れるが、みんなだったら遠くまで行ける」という言葉がある。それがチームスポーツのすばらしさですね。



令和5年度 税制改正大綱 ― 法人会の税制改正提言 ―

中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の 2年延長、インボイス制度における各種特例措置など

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することとなる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業 1億円以上 中小企業 1千万円以上 海外企業 5億円以上	5億円以上 海外企業は 対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

(2) 研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかると税額控除制度については、下限を2%から1%に引き上げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究

費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。税額控除率は20%とされます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

(3) 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

(4) 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用して節税を除外して2年間延長されます。

(5) 中小企業等が特定経営力向上設備等取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く)又は暗号資産マニングを委託している場合などを除外して2年間延長されます。

相続税・贈与税関係

(1) 相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の

課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。
2024年分の贈与から適用されます。

(2) 生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。
2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

(3) 教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課せられるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。
2023年4月以後の教育資金について適用されます。

(4) 結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課せられるときは、一般税

率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。2023年4月以後の贈与について適用されます。

所得税関係

(1) NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠 1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠 120万円 成長投資枠 240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

(2) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適

用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含みません。2025年から適用されます。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

(4) 特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

(5) ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

消費税関係

(1) 売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

(2) 1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高

5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

(3) 適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。事実上、振込手数料分の値引きに對する特例です。

(4) 登録申請書の提出期限の変更

2022年10月1日から登録したい場合に、2022年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなります。

国際課税

(1) グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

(2) 外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

(3) 非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税

の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。②スキャナ保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書、領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4.5%の付加税を課することとされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課することとし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TISS税理士法人

税理士 飯田聡郎

TEL 03-5363-5558

FAX 03-5363-5449

HP <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

令和5年2月14日、新宿のハイアットリージェンシー東京にて税制セミナーが開催されました。コロナの影響により（密を避けるため）会場とオンラインとに分かれての開催でした。荻窪法人会の税制委員会は、オンラインでの参加となりました。

法人会税制委員会では、各法人会の「税に関する要望」を取りまとめ、「秋の法人会全国大会（税制改正要望大会）」において税制改正要望を発表するとともに、中小企業者の声として国に対して要望しています。税制改正の内容は、私たち法人会の会員の要望が少しずつ実現してきた「成果」ということができます。

毎年の税制改正の項目のタイトルを見ることで、税を通して「国がどのような方向に向かっているか」を知ることができると感じます。講演の目次タイトルから、皆さんも税制改正の方向性を感じ取っていただけると幸いです。

〈第一講座〉「令和5年度税制改正（案）について」

【講師】財務省大臣官房審議官 坂本 基氏

【1】貯蓄から投資へシフトを促す税制へ

NISA制度の恒常化と拡充。iDeCo加入年齢の引上げ

エンジェル税制の見直し。オープンイノベーション促進税制

【2】資産移転の時期により中立的な税制の構築等

贈与税と相続税の関係の見直し（暦年課税・相続時精算課税制度の選択）。教育資金の一括贈与の非課税制度の見直し延長。結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度の見直し延長

【3】法人課税

研究開発税制の見直し

【4】国際課税

市場国への新たな課税権の配分。グローバルミニマム課税

【5】車体課税

自動車重量税のエコカー減税の見直し

【6】インボイス制度への対応

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置。一定規模以下の事業者に対する事務負担軽減措置。少額な返還インボイスの交付義務の見直し。制度導入後の税務調査の運用。

小規模事業者持続化補助金やIT導入補助金の拡充

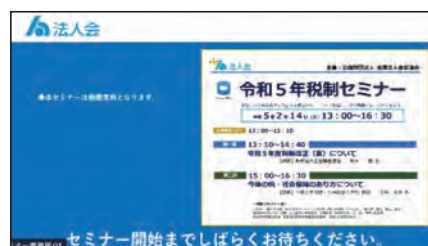
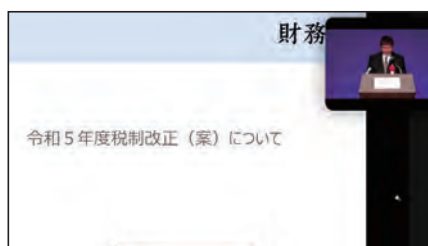
【7】納税環境整備

電子帳簿保存関係の見直し

【8】災害への対応

特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し

【9】防災力強化に係る財源確保のための税制措置



〈第二講座〉「今後の税・社会保障のあり方について」

【講師】一橋大学経済学研究科・IPP教授 佐藤主光氏

【1】人口減少・高齢化社会における税制

【2】社会保障財源の確保と非正規雇用問題

【3】消費税率の見直し

【4】所得税改革：金融所得課税、格差是正

【5】資産課税（相続税・贈与税）

【6】経済のデジタル化と国際課税

【7】EUの炭素国境調整措置の紹介（環境税）



e-Tax推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さま方の多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていたいただけるか？」更に依頼どおり行うとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを發したところ88名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と言っておっしゃっていただけませんか？

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さま方の尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

税制委員会 (e-Tax担当)

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所(敬称略)

令和5年3月15日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先	地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	堀真由美	井草2-11-9エスト・メゾネット105	3397-6652	天沼	桑山務	天沼1-2-3	3398-1316
	山岡朋枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228		鯉渕洋行	天沼1-11-13	090-8039-4867
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665		酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455
	久保木浩志	上井草3-31-23 堀野ビル201	5303-4823		池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128
下井草	山田真治	下井草3-8-23三英ビル303	6676-9989		篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334
	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711		石澤潔	天沼3-12-19	3398-4910
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118		加藤俊也	天沼3-16-11-202	6795-6800
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343		井上仁	天沼3-27-2荻窪MTビル1階	3392-4177
今川	中村良三	今川3-8-4	3399-3976		阿部俊郎	天沼3-32-4フラット荻窪105	080-7111-5295
	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976	西荻南	河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
	小林滋子	今川3-30-7	5938-5100		小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
	古賀雄子	桃井3-6-1-1401	6765-2388		新出小百合	西荻南3-5-19-202	6258-1920
西荻北	下島聡司	西荻北2-3-9トラストビル5F	6454-7471		内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021
	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922		佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221
	鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101		千葉繁樹	西荻南3-18-14松本ビル2階	050-5527-4372
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770		飯沼英男	西荻南4-8-11	5941-8618
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371	久我山	小島孝子	久我山2-7-25-205	090-6854-2140
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコート西荻窪115号室	6423-0566		小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
	梅林邦彦	西荻北3-14-9	3395-0211		杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グラツィオーソ西荻窪B1	3399-0180		新江洋子	久我山5-36-22-201	3335-7425
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781	宮前	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前ロイヤルハイツ304号	3334-1305
	青木秀壽	西荻北4-33-17	3390-4313		小松原伸元	宮前4-31-1	5941-9239
上荻	丸山良尚	上荻1-5-2コロナビル6階	3391-6309		小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266
	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588		稲澤聡	宮前5-10-5	3247-7194
	小林誉光	上荻1-17-10シンフォニーアンダンテ602	3391-1044	荻窪	森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
	今村千恵子	上荻1-18-12春木家ビル	6915-1303		永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115
	永井久美子	上荻1-18-12上荻寿ビル3階	5347-5358		尾崎正俊	荻窪3-47-15第3野村ビル300号	3392-1101
	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571		望月英仁	荻窪4-6-24-201	5347-2945
	本橋喜久雄	上荻1-21-23	3392-5555		黒岩民子	荻窪4-12-12 ISHIIレジデンス201	6795-5216
	岩倉永一	上荻1-21-23-3F	3392-0157		伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123
	岩倉礼子	上荻1-21-23-3F	6915-1410		岩崎智香子	荻窪4-32-25ニューキャッスル荻窪301号	3392-1198
	原田叔法	上荻1-21-23-3F	3392-2170		釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006
	小島麻里	上荻1-23-19東神荻窪ビル4F	6913-0520		塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003
	藤村茂	上荻2-19-18RKII2階	6231-1701		西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002
	小澤俊夫	上荻2-19-18RKII2階	3391-8731		大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812
	森田光雄	上荻2-19-18RKII2階	6874-7851		山崎厚税理士事務所	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	6699-1758
	和田実	上荻4-19-22-603	3395-1131		三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671
	岡田茂	上荻4-23-9	3395-3111		池田幸弘	荻窪5-16-14カバラビル8階	5335-7981
本天沼	小野寺誠税理士事務所	本天沼2-41-8	5303-1680		中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジタル216	5347-9930
					大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465
清水	黒川えり	清水1-14-5-302	090-8479-0152		税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211
					青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモYビル5F	3398-0523
					大澤栄子	荻窪5-26-9シェモア荻窪参番館404	6276-9015
					武井成浩	荻窪5-26-9シェモア荻窪参番館904	6765-6376
					熊澤真理子	荻窪5-29-10 本橋ビル305号室	6915-1807
					税理士法人あかい	荻窪5-30-12グローリア荻窪705	5292-5377
				松庵	税理士法人河合会計事務所杉並事務所	松庵2-17-7	6362-3630
					大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420

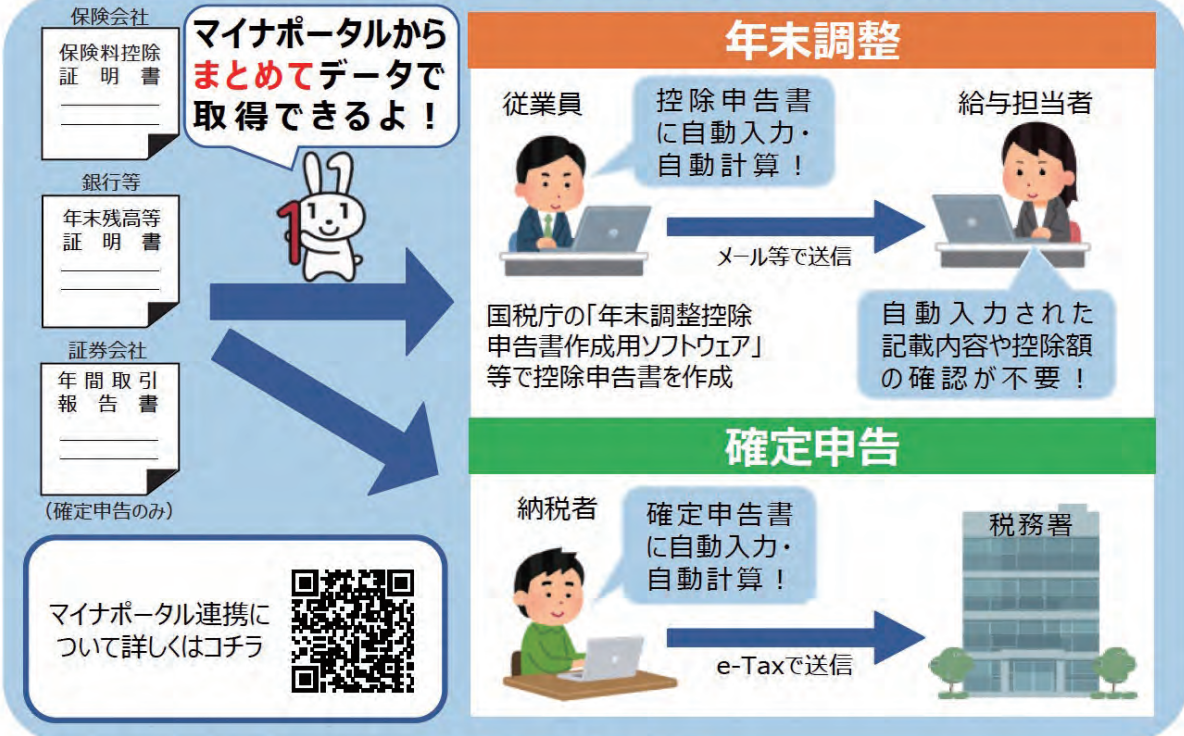


マイナンバーカードで もっと便利になります！



マイナンバーカードで申告が簡単・便利に

○ マイナポータル連携（マイナポータルを活用したデータ取得と自動入力）



○ マイナポータル連携による自動入力対象の拡大

令和2年分～	令和3年分～	令和4年分～
生命保険料控除	地震保険料控除	公的年金等の源泉徴収票
住宅ローン控除	ふるさと納税(寄附金控除)	国民年金保険料(社会保険料控除) ^{※2}
株式の特定口座	医療費控除 ^{※1}	医療費控除 ^{※3}

- ※1 令和3年9月～12月診療分の医療費通知情報がマイナポータルから取得可能。
 ※2 年末調整においては、令和5年分からマイナポータル連携が可能。
 ※3 令和4年分以降は、1年間分の医療費通知情報がマイナポータルから取得可能。

自動入力の対象は**今後**も順次拡大**予定**だよ！



マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!

- 1 コンビニで各種証明書が取得可能
- 2 本人確認書類として使用可能
- 3 健康保険証として利用可能
- 4 登録した公金受取口座への還付金振込が可能(令和5年1月から、令和4年分確定申告に対応)
- 5 スマートフォンにカード機能が搭載(令和5年5月開始予定)
- 6 運転免許証と一体化予定(令和6年度末)
- 7 電子処方箋と一体化予定(令和6年度末)

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。



▼所得税申告書のマイナンバー記載欄（イメージ）

税務署長		令和 0 年 月 日		所得 税 及 び 復興特別所得税		の		申 告 書	
納税地	〒	個人番号 (マイナンバー)	生 年 月 日						
現在の 住 所 又は 居 所 事業所等				フリガナ					
				氏 名					

本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）

（マイナンバーカード）



持っている

**番号確認と身元確認が
カード 1 枚 でできます！**

持っていない



番号確認書類※1

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード※2
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)
などのうちいずれか 1 つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主である
ことを確認できる書類

- 運転免許証 ●パスポート
- 公的医療保険の被保険者証
などのうちいずれか 1 つ

※1 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。

詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

※2 「通知カード」は令和 2 年 5 月 25 日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている
内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

e-Taxの積極的なご利用をお願いします！

スマホやパソコンからe-Taxで申告すれば、本人確認書類の提示又は写しの
添付は不要です！



さらに、マイナンバーカードを使ってe-Taxにログインすれば、**マイナポータル連携**
がご利用できます。

詳しくは裏面をご覧ください！



国税庁 (法人番号7000012050002)

R4.12

第1ブロック

第1ブロック新年会

第1ブロック

3年ぶりとなる第1ブロック新年会



令和5年1月27日(金)に3年ぶりとなる第1ブロック新年会が木曽路善福寺店において19名の参加で開催されました。

小代副ブロック長の司会進行のもと、新井ブロック長よりあいさつをいただき、加藤副会長の乾杯のご発声で新年会が始まりました。途中で「じゃんけん大会」も開催され、じゃんけんで勝ち残った10名の方にはQUOカード2,000円が景品として贈呈されており、大変盛り上がっていました。中締めを神谷副会長にいただき、お開きとなりました。久々にお会いする皆様との大変楽しく美味しい時間はあっという間で、幸せなひと時となりました。



第21支部

第21支部オンライン研修会

第21支部 支部長 野崎敬雄

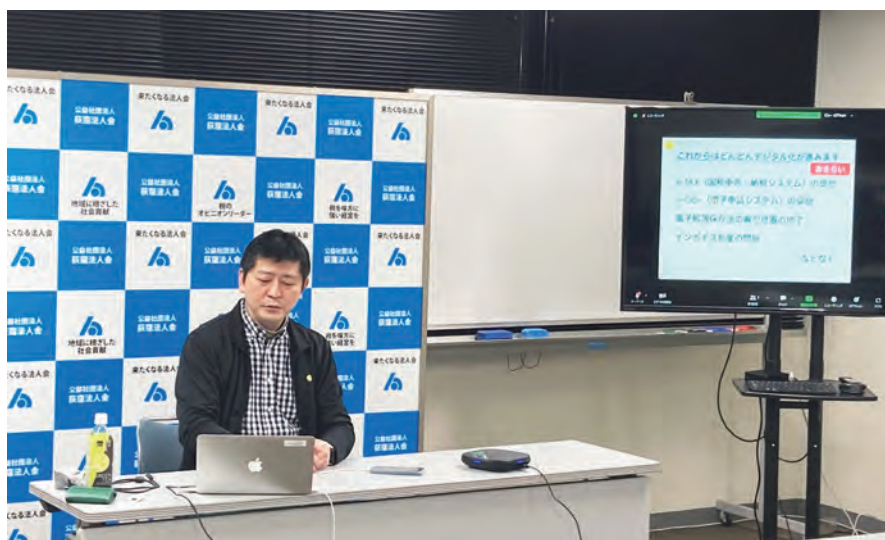
できる!わかる!中小企業のDX(中級・実践編)

DX化は企業だけではなく、個人商店でもこれから必須になる。そういう思いで共にDXを学ぼうと、この道のスペシャリストの「まちコイン株式会社 代表取締役 古屋亮太氏」を講師にお迎えし、第21支部主催「第2回研修会」が開催された。

前回の初級編を経て、今回は実践するにあたり「経営者がどのような意識を持って実践するか」という中級編の内容で核心に迫ったお話をうかがえた。まず、DXを進めるにあたり最低限の準備として、Googleマイビジネス登録と管理等の7項目を上げておられ、これらの効果の説明等があった。中級編で行うこととしてメール、チャットやフォームでの受発注・予約等の7項目をご教授いただいた。

そして、組織としてDXを推進、成功させるためには、全員がDX化のメリットを気持ちとして理解すること。つまり、経営者にとって、従業員にとって、そして何よりお客様にとって良いものにしていくこと。DXは手段、目的ではないと語られた。

次回上級編は7月6日に行われる予定です。是非、ブロックを越えてご参加いただきたい。

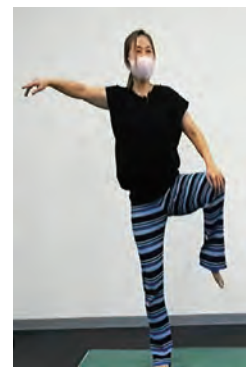


リカバリーストレッチ&ボディメイクEx



2月9日（木）午後6時30分から厚生事業委員会主催の令和4年度 健康セミナーがワイルド貸会議室RoomAとオンライン（Zoom）にて開催されました。会場は16名、オンラインは2名の参加でした。

今回のテーマは「リカバリーストレッチ & ボディメイクEx」という事で、ヴィムスポーツアベニュースタジオアドバイザーの竹中様を講師にお迎えしました。コロナ禍で自粛生活も続き、体を動かす機会が減った方もいらっしゃるかと思います、実際に身体を動かしながら研修会が行われました。ミュージックに合わせて、大きな動きをリズミカルに行いながら、体を伸ばしたり、時には腹筋をしたり、実際は40分程度だと思いますが、あっという間の時間で、かなり良い汗がかけました。研修会の内容は当会HPのオンラインセミナーに2023年12月31日までアーカイブ配信しておりますので、ぜひご視聴ください。

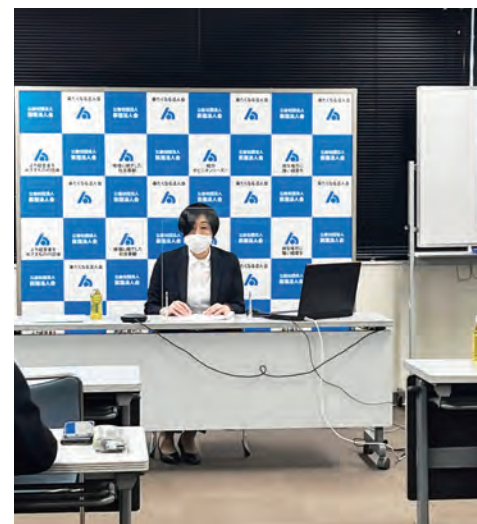


総務担当者のための人事管理セミナー

令和5年2月14日（火）に源泉部会主催「社会保険労務に関する研修会」が法人会2階会議室5名、オンライン（Zoom）9名の参加で開催されました。

講師にはいいじま社会保険労務士事務所の飯島とも様をお迎えし、「総務担当者のための人事労務管理セミナー」についてご講演いただきました。人事労務管理についての基本のお話を分かりやすいデータや資料を用いてお話いただきました。雇用管理・労働時間・教育訓練・高齢者雇用・兼業や副業・育児休暇・介護休業・報酬管理や最低賃金のお話等、自分自身でも今一度理解を深めることのできる研修内容でした。

こちらの研修会は法人会HP「オンラインセミナー」に2023年6月30日までアーカイブ配信されておりますので、ご興味のある方は是非ご覧ください。



3年ぶりの「日帰りバス研修会」



令和5年3月9日（木）に厚生事業委員会主催の「日帰りバス研修会」が3年ぶりの開催となりました。今回は、なんと70名の方にご参加いただき、満員御礼となりました。

杉並公会堂を出発し、最初に向かうのは鶴岡八幡宮と小町通り。天気も良く気温も暖かく、まさに散策日和！鶴岡八幡宮を参拝し、皆さま小町通りへと向かわれ、それぞれ楽しい時間を過ごされた様子でした。その後、三崎港へ向かい、三崎館支店香花にて「まぐろづくし」のお料理をいただきました。まぐろのから揚げ、まぐろの煮つけ、まぐろのちらし寿司、まぐろのお刺身などなど、量も多く、本当に鮪！鮪！鮪！という感じで、まさに「まぐろづくし」。食事後は、うりマルシェでお買物や半潜水艦に乗られる方もおられ、各々楽しい時間を過ごされたようでした。

久々に開催となりました「日帰りバス研修会」は、直接皆様にお会いでき、楽しそうなお姿を見て、私も嬉しくなりました。今後も厚生事業委員会は皆様にお楽しみいただける企画を考えてまいりますので、ぜひご参加ください。

7つの間違い探し

※上の絵と下の絵には相違点が7か所あります。
見つけられますか？（答えは下記にあります。）



【作者紹介】

神谷一郎（かみや・いちろう）
専修大学法学部卒業後、漫画
プロダクションを経て漫画家
に。現在はフリーランスのイラ
ストレーターとして、雑誌・広
告・水彩画挿絵等で活躍中。

- ⑦ 火（右上）
⑥ 破れ目（左下）
⑤ たば（後ろ髪）（右中）
④ だんご（中央）
③ らくだ（死体）のそで（左中）
② らくだ（死体）のそで（左中）
① らくだ（死体）のそで（左中）

間違い探し『らくだ』の答え

従業員の退職金準備は

東法連 特定退職金共済制度



東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

- この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>